

## 第3章 計画の推進に向けて

前期基本計画を着実に推進するために、以下の取組を実施します。

### 1 実施計画の策定

前期基本計画を実行性のあるものとし、計画的かつ効率的な事業構築を図るため、個別の事務事業についての具体的な取組内容と活動指標等を掲げた実施計画を毎年度策定します。

### 2 計画の点検・評価

前期基本計画を着実かつ効果的に推進するためには、定期的な点検と評価が必要です。この取組として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、本計画の適切な進行管理を行います。

### 3 庁内・外組織との連携及び協働

前期基本計画の推進にあたっては、幼児教育、子育て支援、スポーツなど様々な分野について庁内関係部局と横断的に連携を図ります。また、各部局が所管する市第三次総合計画に基づく各個別計画との整合性を図ることにより、一体性を持たせます。

また、庁内組織等のもとより、国や県をはじめ、家庭・地域・学校や関係団体と連携し、各種施策を推進します。

### 4 社会状況等の変化による見直し

急速に変化する社会情勢の中であって、国の制度改正や新たに生じる課題を迅速に把握した上で、前期基本計画に掲げた取組の見直しや新たな取組の実施など、必要に応じて適宜見直しを行います。